

新設負担金(8%)

量水器の口径又は 給水管の口径(mm)	旧 窪 川 町 負担金 (円)	旧 大 正 町 負担金 (円)	旧 十 和 村 負担金 (円)	栓 数
13	38,050	18,520		6栓
20	90,000	37,030		15栓
25	155,830	55,540		22栓
30	233,480	74,060		45栓
40	475,200	92,570		90栓
50	804,850	111,080		150栓
75mm以上	別に町長が定める	別に町長が定める		

増径の場合は、その差額をもって負担金を定め、その差額を徴収します。
負担金は、工事申込の際に徴収します。

設計審査手数料

種 別	基 準	金 額 (円)
給水工事新設工事	1件につき	3,000
改造・その他の工 事	〃	1,500

特別に検査を行うときは、その実績を徴収します。

工事検査手数料

2時間まで1,000円 1時間増すごとに500円